

# 防災用品あつせん

## つぎのつぎのために日ごろから備えを

区では、防災用品のあつせんを行っています。災害の被害を最小限に食い止められるように、防災用品を準備しておきましょう。あつせん品の種類や価格等、詳細は防災課(区役所隣防災センター4階)、こうとう情報ステーション(区役所2階)、各出張所にあるチラシ「防災用品あつせんのご案内」または区ホームページをご覧ください。

先(いずれも区内に限る)に配送します。注文生産品もあり、お届けまで2か月程度かかる場合もあります。

「あつせん品防災用品セット、防災ずきん、ヘルメット、救急セット、家具転倒防止器具、ガラス飛散防止フィルム、アルファ米、乾パン、スーパードライパックなど計25品目(申込できる区内在住・在勤の方)納品自宅または勤務先(いずれも区内に限る)に配送します。注文生産品もあり、お届けまで2か月程度かかる場合もあります。

「あつせん品防災用品セット、防災ずきん、ヘルメット、救急セット、家具転倒防止器具、ガラス飛散防止フィルム、アルファ米、乾パン、スーパードライパックなど計25品目(申込できる区内在住・在勤の方)納品自宅または勤務先(いずれも区内に限る)に配送します。注文生産品もあり、お届けまで2か月程度かかる場合もあります。

# 高齢者・障害者の家庭に

## 家具転倒防止器具の設置・防災ベッド設置費用の助成

区では、地震等のいざというときに備え、高齢者・障害者の世帯に対し、次の事業を行っています。下表の申込・問合せ先にある申請書に記入し、お申し込みください。

### 家具転倒防止器具を無料で取付

転倒防止器具で家具を固定し倒れにくくすることで、地震の際に、室内にいる人が家具の下敷きになることを防ぎます。

### 防災ベッド設置費用の一部を助成

就寝中に地震に襲われ住宅が倒壊しても、安全な空間を確保するための「防災ベッド」の設

# 消防団員募集

## 地域防災の要として活動を



区内には深川・城東のそれぞれに消防団があります。消防団は、仕事や学業などのかたわら、「わがまちを災害から守る」という使命感のもと、地域防災の要として幅広い活動を行っています。平時時には、火災から住民を守るための火災予防や広報活動、地域の防災行動力を高めるための応急救護などの指導を行います。

東日本大震災以降、消防団の果たす役割がますます注目されており、地域防災においては、欠かせない存在です。

### 消防団への入団資格

消防団員の入団資格は、各消防団の区域内に居住または勤務している方(事業所団員)で、心身ともに健康な18歳以上の方です。学生でも女性でも参加したいという方は入団できます。消防団に関する詳細は、お近くの消防署へお問い合わせください。

### 東京が指定する防災

東京都が指定する防災ベッド本体、設置および設置面の補強工事費用の9割(限度額27万円)を助成

### 利用条件

○昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(平屋または2階建の戸建住宅、併用住宅、長屋または共同住宅)に居住している○年間所得(前年分)が200万円以下の世帯○江東区民間建築物耐震改修等助成(耐震診断除く)を利用していない○住民税を滞納していない

### 人 申 下表のとおり

就寝中に地震に襲われ住宅が倒壊しても、安全な空間を確保するための「防災ベッド」の設

区分	対象	申込・問合せ先
高齢者世帯	家具転倒防止器具 防災ベッド	高齢者支援課在宅福祉係(区役所3階8番) ☎3647-4319 各長寿サポートセンター(地域包括支援センター)・各長寿サポート(在宅介護支援センター)(本紙2・3面下部参照)
障害者世帯	家具転倒防止器具 防災ベッド	障害者支援課(区役所2階26~28番) 相談第一係☎3647-4953 相談第二係☎3647-4958 相談第三係(転倒防止器具のみ) ☎3647-4954

※障害者のみの世帯または、同居の家族が65歳以上の世帯であること

# 10月から 国民健康保険証一斉更新

## 9月中旬に新しい保険証を発送

現在お使いの国民健康保険の保険証の有効期限は9月30日(月)です。10月1日(火)からお使いいただく新しい保険証(サーモン色(一般用)または若草色(退職者用))は、9月中旬以降、世帯主あてに簡易書留で郵送します。

### 配達時にご不在だった場合は

「郵便物預かりのお知らせ」が投かんされますので、必ず再配達依頼をするか、郵便局でお受け取りください。なお、郵便局の「転居・転送サービス」を申し込んでいても転送はできませんのでご注意ください。旧保険証は、10月以降に裁断などして廃棄していただくか、医療保険課またはお近くの出張所にお返しください。

### 医療保険課資格相談係

☎(3647)3167  
FAX(3647)8443

### 国民健康保険料は納期限(各月末日)までに納付してください

期限までにお支払いがない場合、督促状や催告書で未納金額をお知らせし、納付をお願いしています。各月の保険料を納めることができない場合には、分割して納付することができます。保険料の滞納をそのままにせず、お早めにご相談ください。

### 医療保険課滞納整理係

☎(3647)9278  
FAX(3647)8443

保険料の滞納が続くと 特別の事情がなく保険料の滞納が続くと、法令に基づき保険証の返還を求めたり、保険証の有効期間短縮、財産の差し押さえ等の滞納処分を行う場合があります。保険証を返還していただいた場合、代わりに「資格証明書」を交付しますが、資格証明書による診療は、一時的に全額自己負担となります。受診後、医療保険課に保険料納付相談とあわせ「診療費」(保険者負担分)の申請をする必要があります。資格証明書の交付が交付されても、保険料の納付義務は継続します。保険料を完納または滞納額が著しく減少した場合は、再度、一般の保険証を交付します。

国民健康保険料は納期限(各月末日)までに納付してください。期限までにお支払いがない場合、督促状や催告書で未納金額をお知らせし、納付をお願いしています。各月の保険料を納めることができない場合には、分割して納付することができます。保険料の滞納をそのままにせず、お早めにご相談ください。

### 医療保険課滞納整理係

☎(3647)9278  
FAX(3647)8443

# 平成26年度江東きっずクラブ

## 新規5校を加え26校で実施

区では、現在、放課後等に子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる「江東きっずクラブ」を21の小学校で実施しています。江東きっずクラブには、放課後子ども教室機能のA登録と、学童クラブ機能のB登録が

### 子どもたちが生き生きと放課

校で実施予定の保護者説明会等でご案内します。

小学校名	所在地
数矢	富岡1-18-7
枝川	枝川3-5-3
第三大島	大島9-5-3
第二砂町	東砂7-17-30
亀高	北砂5-20-16
明治	深川12-17-26
深川	高橋14-10
臨海	門前仲町1-1-6
越中島	越中島3-6-38
平久	木場1-2-2
東陽	東陽3-27-12
元加賀	白河4-3-19
東川	住吉1-12-2
豊洲	豊洲4-4-4
豊洲北	豊洲3-6-1
東雲	東雲2-4-11
有明	有明2-10-1
第一亀戸	亀戸2-5-7
香取	亀戸4-26-22
第二大島	大島3-16-2
砂町	北砂4-13-23
第五砂町	東砂8-11-5
第六砂町	北砂6-26-6
東砂	東砂2-12-14
北砂	北砂1-3-36
南砂	南砂2-3-21